**プロジェクト限定型秘密保持契約書（NDA）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と、●●株式会社（以下「乙」という。）は、両当事者間で進められる特定の共同プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に関連して開示・授受される秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲および乙は、本プロジェクトの検討・実施の過程で必要となる情報を適切に保護し、不正な利用・漏洩を防止することを目的として本契約を締結する。

**第2条（定義）**
１　本契約において「秘密情報」とは、書面、口頭、電子的記録媒体その他方法を問わず、本プロジェクトに関連して開示される技術情報、営業情報、ノウハウ、図面、仕様書、契約条件、価格情報、顧客情報、取引先情報等一切の情報をいう。

２　前項の定義にかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれない。
(1) 開示時に既に公知であったもの
(2) 開示後、受領者の責めによらず公知となったもの
(3) 受領前に受領者が正当に保有していたことを証明できるもの
(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に取得したもの
(5) 秘密情報によらず独自に開発したもの

３　本契約において「開示者」とは秘密情報を開示する当事者をいい、「受領者」とは秘密情報を受領する当事者をいう。

**第3条（秘密保持義務）**
１　受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本プロジェクト遂行の目的の範囲内でのみ使用し、開示者の書面による事前承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

２　受領者は、自社の役員・従業員で本プロジェクト遂行のために秘密情報を知る必要がある者に限り、必要最小限の範囲で秘密情報を開示できる。この場合、受領者は当該者に本契約と同等の守秘義務を遵守させる責任を負う。

３　受領者は、開示者の事前承諾を得た場合に限り、自社の子会社・親会社・関係会社に秘密情報を開示できる。この場合も、当該者に本契約と同等の守秘義務を課し、その履行について責任を負う。

４　受領者は、法令や裁判所の命令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合、速やかに開示者に通知し、可能な限り開示範囲を限定するよう努めなければならない。

**第4条（知的財産権の帰属）**
１　秘密情報に関する知的財産権その他一切の権利は、開示者に帰属する。

２　本プロジェクト遂行の過程で、秘密情報を基礎として発明・考案・著作物その他知的財産が創出された場合、その帰属や利用条件については甲乙協議のうえ定める。

３　各当事者が本契約締結以前から有している知的財産権、または秘密情報によらず独自に創出した知的財産権は、当該当事者に帰属する。

**第5条（確認事項）**
１　本契約は、本プロジェクトに関連して開示される秘密情報の取扱いを定めるものであり、売買契約や業務委託契約その他の取引契約を意味するものではない。

２　開示者は、秘密情報の正確性・完全性・有用性・特定目的適合性についていかなる保証もしない。

３　本契約により、当事者に秘密情報の開示義務が生じるものではない。

**第6条（秘密情報の返還・廃棄）**
受領者は、本契約終了または開示者から要請があった場合、秘密情報（複製物・記録媒体等を含む）を速やかに返還し、または開示者の指示に従って廃棄しなければならない。

**第7条（損害賠償）**
受領者が本契約に違反し開示者に損害を与えた場合、受領者は開示者に対し直接・間接の損害を賠償する責任を負う。なお、弁護士費用等合理的費用も含まれる。

**第8条（差止め請求）**
甲および乙は、相手方が本契約に違反し、または違反するおそれがある場合、差止め請求その他必要な法的措置をとることができる。

**第9条（契約期間および存続条項）**
１　本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。

２　前項にかかわらず、本契約期間中に開示された秘密情報に関する受領者の義務は、本契約終了後3年間存続する。

**第10条（協議および管轄）**
１　本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ円満に解決を図る。

２　本契約に関連して訴訟が必要となった場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

●●年●月●日

甲　●●株式会社
所在地：
代表者：

乙　●●株式会社
所在地：
代表者：